

# 生活支援員（非常勤職員）の募集

社会福祉法人檀原市社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業に従事する生活支援員（非常勤職員）を募集します。

この求人に関する問合せや、応募希望者は、下記までご連絡願います。

1. 職種及び人員  
生活支援員：若干名  
業務内容：日常生活自立支援事業に従事する。  
①福祉サービスの利用援助に関すること  
②日常的金銭管理サービスの援助に関すること  
③利用者のケース検討に係る業務
2. 試験内容  
書類審査
3. 応募要件  
①日本国籍を有し、市内在住で年齢が74歳以下の方で生活支援員として従事できる方（資格や経験は問いません）  
②日常生活自立支援事業 生活支援員養成講座を受講できる方  
③在宅福祉や地域福祉の推進に携わっていく意欲と熱意のある方
4. 雇用期間  
令和元年9月1日～令和2年3月31日（雇用更新の可能性あり）
5. 就業場所  
利用者宅等（檀原市内）
6. 就業時間  
利用者と調整の上、別に定める。
7. 休暇  
年次有給休暇あり（法定のとおり付与）
8. 社会保険等  
労災保険 有、雇用保険 無、健康保険 無、厚生年金 無
9. 賃金  
時給850円
10. 諸手当等  
交通費 公共交通機関での移動の場合は実費  
四輪車、二輪車による移動の場合は訪問1回毎に300円  
※賞与、退職金、その他手当の支給及び雇用期間途中の昇給はありません。
11. 応募方法  
本会所定の申込書を持参または下記あてに送付ください（詳細は、お問い合わせください）。  
※ 提出書類は一切お返ししません。なお、提出書類等により取得した個人情報については、今回の採用試験の円滑な実施のために用い、それ以外の目的には使用いたしません。また、本会の規程に基づき、適正に管理します。
12. 講座日時  
8月20日（火） 午後1時～午後4時30分  
8月27日（火） 午後1時～午後4時 全2日
13. 講座内容  
日常生活自立支援事業の概要、利用者への具体的な支援について等
14. 募集期間  
7月1日（月）から8月5日（月）まで

## 問い合わせ先

〒634-0065 檀原市畝傍町9番地の1 保健福祉センター南館3階  
社会福祉法人檀原市社会福祉協議会（担当：平原）

TEL：0744-29-3916 FAX：0744-29-4400